平成 26 年 1 月 24 日

各　　位

東京都港区虎ノ門四丁目２番３号
トーセイ株式会社
代表取締役社長　　山口誠一郎
（証券コード 8923　東京証券取引所第一部）
（証券コード　　S2D　ｼﾝｶﾞﾎﾟｰﾙ証券取引所ﾒｲﾝﾎﾞｰﾄﾞ）
問い合わせ先　取締役専務執行役員　平野　昇
（ＴＥＬ．　０３－３４３５－２８６４）

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成26年１月24日開催の当社取締役会において、「定款一部変更の件」を平成26年２月27日開催予定の第64回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

１．定款変更の目的

（１）当社の今後の事業展開に備えるため、現行定款第２条（目的）に目的事項の追加を行い、号文の新設に伴い号数の繰り下げを行うものであります。

（２）議決権を有しない単元未満株主の権利を定めるため、定款第８条（単元未満株式についての権利制限）を新設し、以降の条数の繰り下げを行うものであります。

２．定款変更の内容

変更内容は次のとおりです。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現　行　定　款	変　更　案
第１条　（条文省略） （目的） 第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 １．～12.　（条文省略） （新　設） 13. 前各号に附帯関連する一切の業務 第３条～第７条　（条文省略）	第１条　（現行どおり） （目的） 第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 １．～12.　（現行どおり） 13. 商業施設、宿泊施設、スポーツ施設、老人介護施設、娯楽施設等の経営及び賃貸 14. 前各号に附帯関連する一切の業務 第３条～第７条　（現行どおり）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（新　　設）	（単元未満株式についての権利制限） 第８条　当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 （１）会社法第189条第２項各号に掲げる権利 （２）取得請求権付株式の取得を請求する権利 （３）募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利
第８条～第46条　（条文省略）	第９条～第47条　（現行どおり）

３．日　程

定款変更のための株主総会開催日	平成26年２月27日（木）
定款変更の効力発生日	同日

以　上